

「稚内市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）」に対する意見の募集（パブリックコメント）

令和8年1月26日  
稚内市生活福祉部健康づくり課

本市では、令和2年2月に現行の「稚内市新型インフルエンザ等対策行動計画」に改め、新型コロナウイルス感染症への対応を行ってきました。

この度、新型コロナウイルス感染症対応の教訓を踏まえ、令和6年7月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画が、令和7年3月に「北海道新型インフルエンザ等対策行動計画」が改定されたことを受け、本市においても新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条に基づく「稚内市新型インフルエンザ等行動計画」を改定することとしました。

つきましては、改定にあたり計画（案）に対するパブリックコメントを実施し、下記のとおり市民の皆様からのご意見を広く募集いたします。

### 1. 意見の募集期間

令和8年1月26日（月）～ 令和8年2月16日（月）

### 2. 対象者

- (1) 本市に住所を有する方
- (2) 本市に事務所又は事業所を有する方
- (3) 本市に存する事務所又は事業所に勤務する方
- (4) 本市に存する学校に在学する方

### 3. 意見の提出方法

郵送、FAX、電子メールで提出願います。様式は問いませんが、必ず住所、氏名を明記してください。これらが明記されていないものや、電話や口頭での意見については、受付できませんのでご了承下さい。法人その他の団体については、所在地、名称及び代表者氏名を明記願います。

- ・ 郵 送 〒097-8686 稚内市中央3丁目2番1号  
稚内市生活福祉部健康づくり課 宛
- ・ F A X 0162-23-4038
- ・ 電子メール kenkou@city.wakkanai.lg.jp

※メール等のタイトルは『稚内市新型インフルエンザ等対策行動計画に対する意見』  
など、本件に対するご意見であることがわかる表示をお願いします。

#### 4. 公表資料の閲覧方法

稚内市ホームページのほか、次の場所で閲覧することができます。

- (1) 稚内市役所 1階 健康づくり課 電話 0162-23-4000 (直通)
- (2) 稚内市役所 1階 受付 電話 0162-23-6161
- (3) 稚内市役所宗谷支所 電話 0162-77-2001
- (4) 稚内市役所沼川支所 電話 0162-74-2006
- (5) 稚内市宝来地区活動拠点センター 電話 0162-22-5150
- (6) 稚内市東地区活動拠点センター 電話 0162-34-6330
- (7) 稚内市富岡・はまなす地区活動拠点センター 電話 0162-34-5115
- (8) 稚内市南地区活動拠点センター 電話 0162-73-1551
- (9) 稚内市立図書館 電話 0162-23-3874

#### ※閲覧可能時間

- ・(1)～(4)は、土・日・祝日を除く9時00分から17時00分まで。
- ・(5)～(8)は、月曜日を除く9時00分から20時30分まで。
- ・(9)は、月曜日を除く10時00分から19時30分まで  
(土・日・祝日は17時30分まで)

#### 5. 提出されたご意見の取り扱い

- ・この度の意見募集は、計画(案)に対して市民等の皆様から広くご意見をいただくものであり、賛否を問うものではありません。
- ・提出された意見は、住所・氏名を除き、意見の概要と意見に対する市の回答を、稚内市ホームページにて公表する場合があります。公表を希望されない場合は、その旨を明記願います。
- ・個々の意見に対し、直接の回答はいたしません。あらかじめご了承ください。
- ・提出いただいた個人情報については、他の目的で利用いたしません。

#### 6. 問合せ・連絡先

稚内市生活福祉部健康づくり課地域医療グループ 電話 0162-23-4000 (直通)

意見書

令和 年 月 日

稚内市生活福祉部  
健康づくり課 宛て

住所 \_\_\_\_\_

(ふりがな)

氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

「稚内市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）」に関し、以下のとおり意見を提出します。

該当箇所（ページ番号も記載願います）	ご意見

○意見等提出締切 令和8年2月16日（月）

○問合せ・意見提出先 〒097-8686 稚内市中央3丁目2番1号  
稚内市生活福祉部健康づくり課地域医療グループ  
電話：0162-232-4000（直通） FAX：0162-23-4038  
メール：kenkou@city.wakkanai.lg.jp